

区域指定の見直しに関する説明会を開催します

茨城町では平成16年6月、既存集落のコミュニティ維持や活性化を目的として、都市計画法第34条第11号及び12号に基づく区域指定制度を活用することとし、全25集落を対象とした区域指定について県へ申し出し、同年6月に指定・告示されました。

今回、当初指定から10年以上経過したことから、公共施設整備や土地利用状況の経年変化を踏まえた区域の拡張及び新規指定(新たに区域の指定)を予定しております。

つきましては、下記の日程で説明会を開催しますのでお知らせいたします。

日 時 平成27年4月20日(月) 午後7時～
平成27年4月21日(火) 午後7時～

場 所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内 2階 多目的室

【区域指定制度とは】

区域指定制度とは、既存宅地制度の廃止にともない、都市計画法第34条に基づく市街化調整区域における開発行為などの許可基準として、建築物の用途を制限して開発を許可するものです。

具体的な運用としては、茨城県が条例で定めた要件(道路や排水施設などの都市基盤施設、農業・自然・災害等の法的な規制など)を満たす土地について、市町村の申し出により県が区域を指定することで、出身要件等を問わず住宅等の建築が可能になります。

◆今回拡張を予定している区域

(11号区域) 大戸 長岡 上石崎 小堤
(12号区域) 下石崎 谷田部 網掛 駒場

◆今回新規指定(新たな区域の指定)を予定している区域

(11号区域) 前田
(12号区域) 宮ヶ崎 神谷

今回の区域指定見直しについて、詳細は都市建設課(茨城町役場1階11番窓口)までお問い合わせください。



【問合せ先】都市建設課 ☎ 240-7115

茨城町ふるさと元気づくり推進事業

平成27年度事業実施区募集のご案内

町では昨年度より、集落活性化を目的とする自主的な活動に対し支援を行う、「ふるさと元気づくり推進事業」を実施しています。

本年度も安全・安心で活力あるまちづくりの実現を図るため、自主的かつ主体的に公益的な事業を行う行政区等に対し、茨城町ふるさと元気づくり推進事業の実施区を以下のとおり募集しております。

茨城町ふるさと元気づくり推進事業とは

地域に対する愛情を育むとともに、地域を自分たちの力でより良いものにしていくという行政区の活動に対し、補助金を交付することにより支援する事業です。

- 〈募集期間〉 平成27年4月1日(水)～平成27年6月12日(金)
- 〈対象〉 各行政区
- 〈対象事業〉 区の活性化や地域の課題解決を目的とした事業、またはボランティア活動等で、いずれも新たに取り組む事業。
- 〈補助金額〉 平成27年度は20万円、以後2年間は10万円が限度額となります。

※事業実施にあたっては、町が選任したアドバイザーと一緒に事業を進めていただきます。

【問合せ先】まちづくり推進課 ☎ 029(240)7126



広報いばらきデジタルアーカイブ

茨城町では、昭和30年発行の「広報いばらき創刊号」から現在までの広報紙をPDF化し、ホームページ上でご覧いただける「広報いばらきデジタルアーカイブ」を作成しました。

「広報いばらきデジタルアーカイブ」では、発行日や発行号のほかにキーワード検索もできるようになっています。茨城町は、今年2月に60周年を迎えました。茨城町の足跡を、ぜひご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.town.ibaraki.lg.jp/DigitalArchive/SearchDigitalArchive/index>

※PDFファイルを読み込むことができるパソコン、スマートフォン、タブレットPC等からご覧ください。



【問合せ先】まちづくり推進課 ☎ 240-7126